



発行 東京都

目次

告示

- 行政書士法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………(総務局行政部振興企画課)…一
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…一
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…五
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五

公告

告示

●東京都告示第八十八号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)の規定による行政処分について、法第十四条の第三項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、次のとおり行う。

平成二十七年一月二十七日

東京都知事 舛添 要 一

一 期日

平成二十七年二月四日 午後一時十五分から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十

二階 区市町村長室

三 被聴聞者

(一) 氏名

佐藤 淳一

(二) 事務所の名称

行政書士佐藤事務所

(三) 事務所の所在地

豊島区池袋二丁目二十三番一号 富士ビル三階

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第九三〇五五二号

●東京都告示第八十九号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、次のとおり行う。

平成二十七年一月二十七日

東京都知事 舛添 要 一

一 期日

平成二十七年二月四日 午後三時から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十

二階 区市町村長室

三 被聴聞者

(一) 氏名

佐藤 進

(二) 事務所の名称

行政書士暁国際法務事務所

(三) 事務所の所在地

新宿区高田馬場四丁目四十番十三一〇二号

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第九三〇八一八四号

●東京都告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

東京都知事 舛添 要 一

一 路線名 飯田橋石神井新座

二 変更の区間 中野区大和町一丁目五十五番十四地内から同区大和町四丁目四百四十九番五地内まで

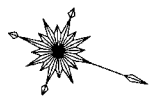
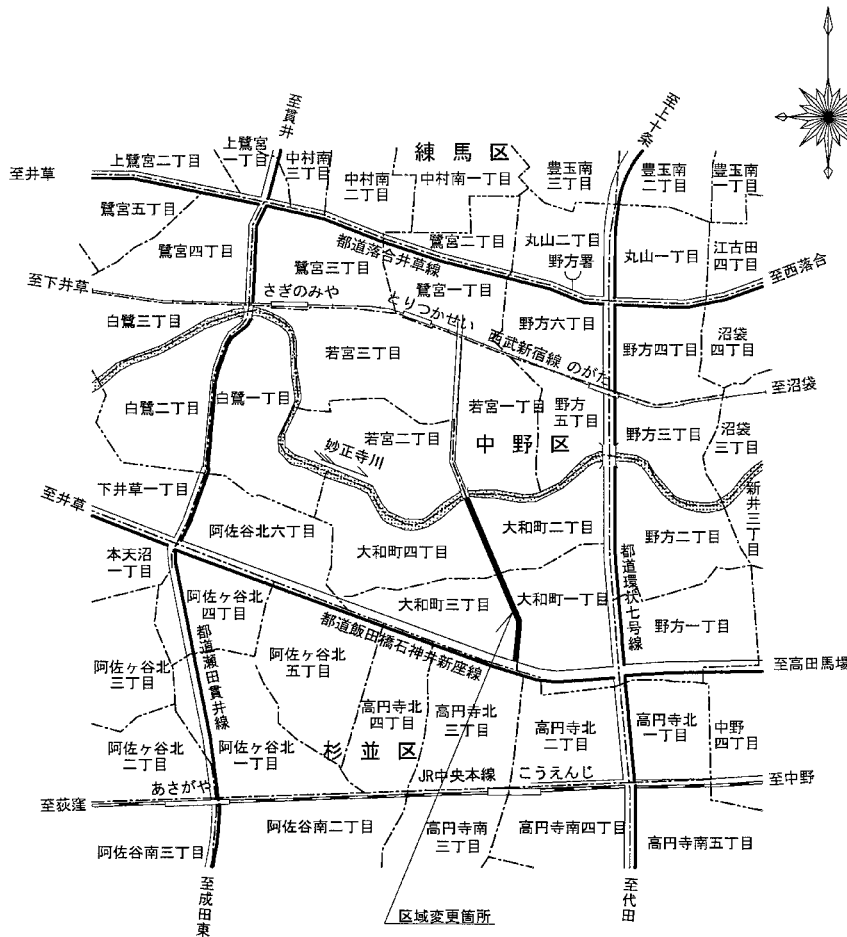
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道飯田橋石神井新座線区域変更略図  
中野区大和町一丁目～大和町四丁目

編入区域
   
 特別区道
   
 都道

延長 七一八・八メートル  
 面積 一、六五二・九七平方メートル



杉並区

高円寺北三丁目

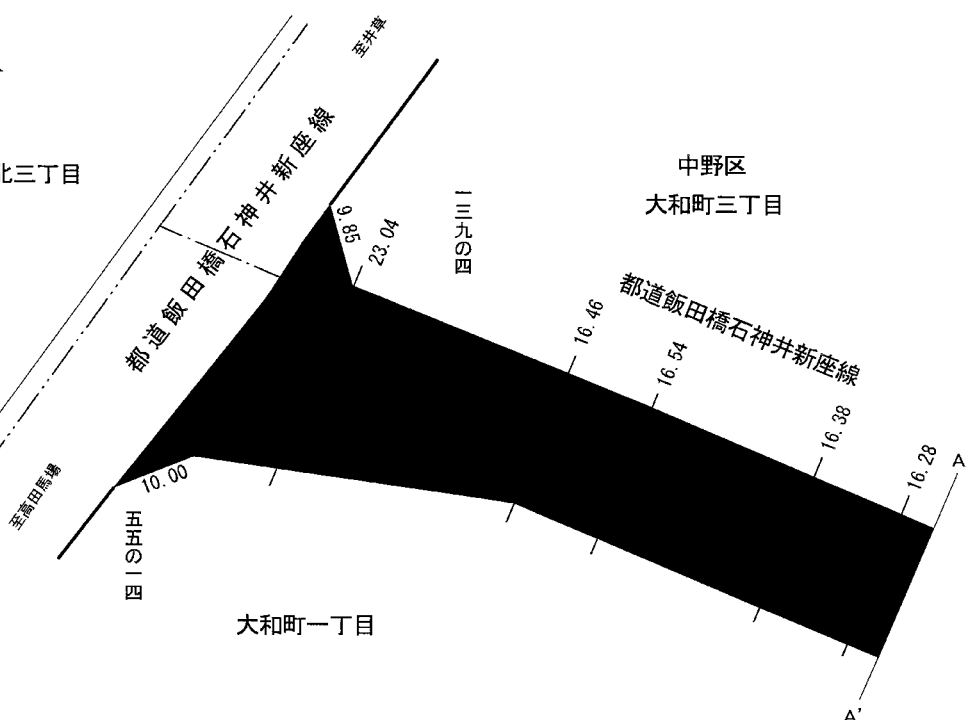
中野区

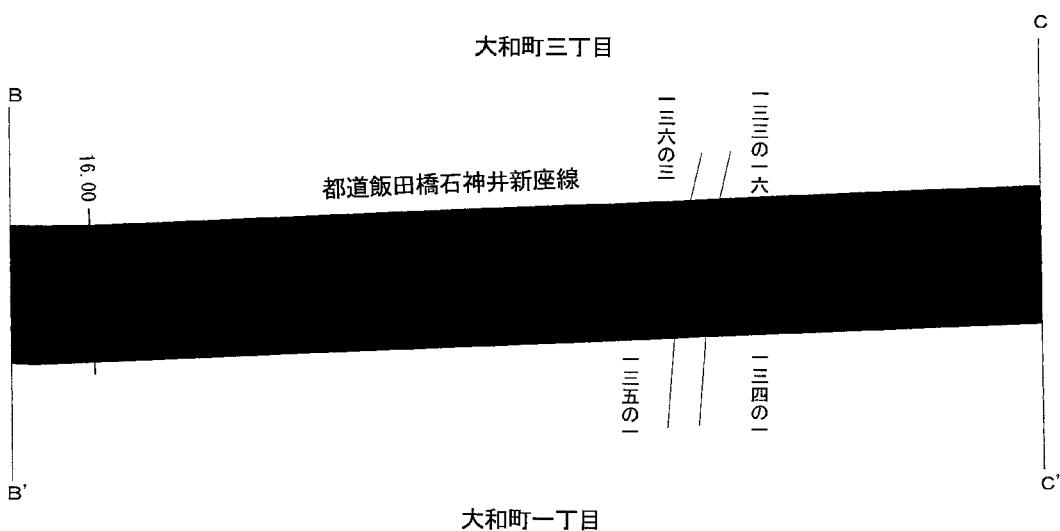
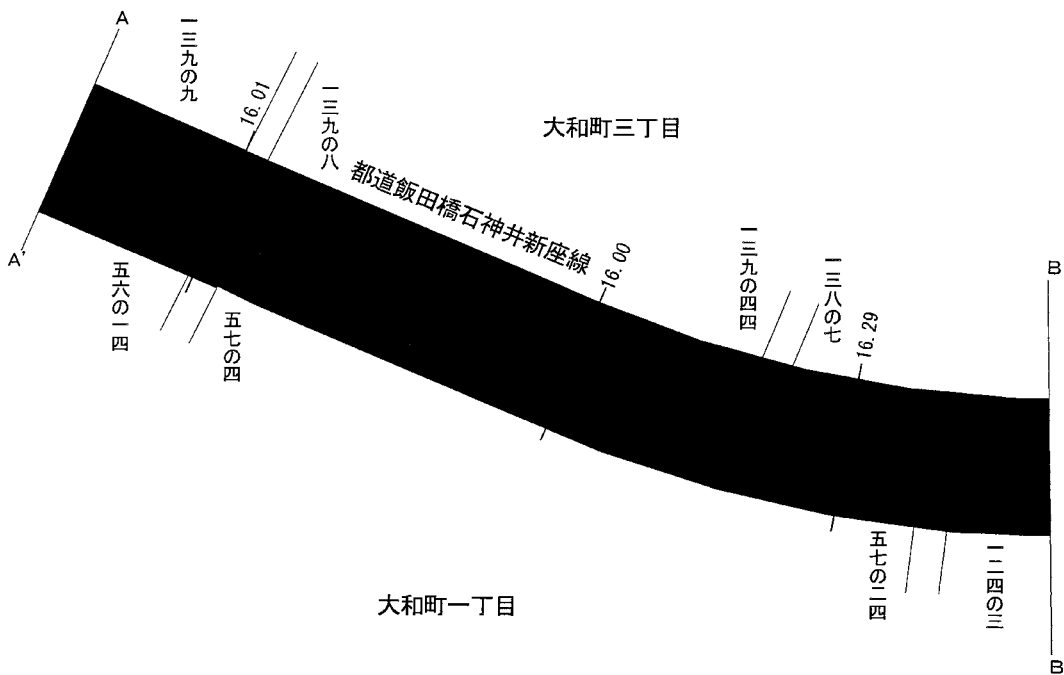
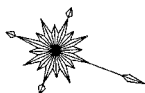
大和町三丁目

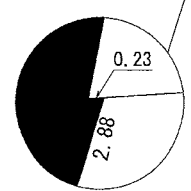
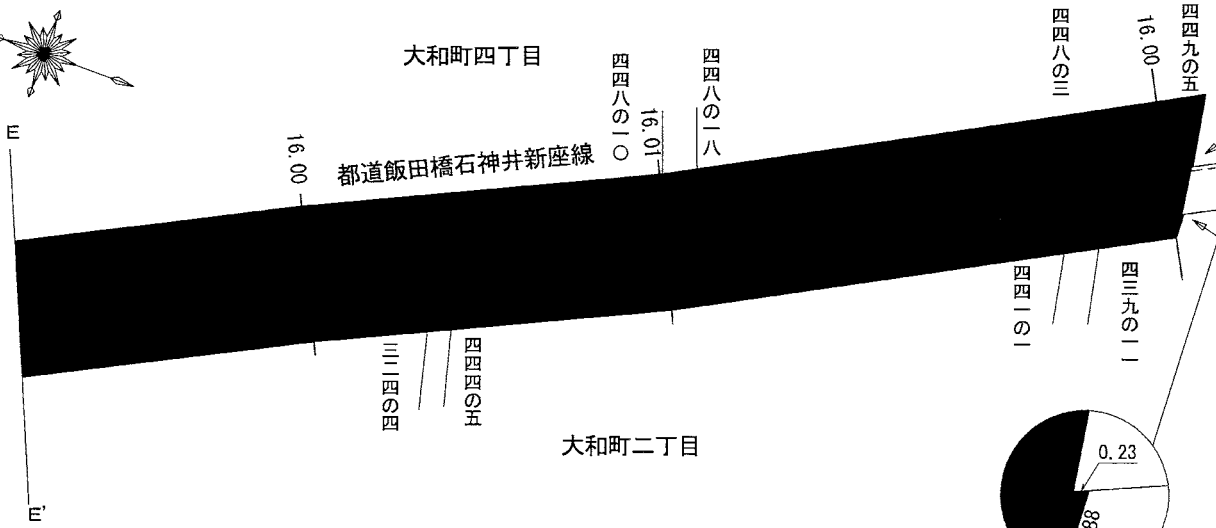
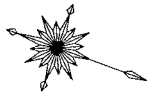
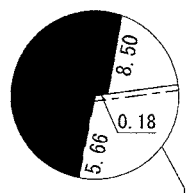
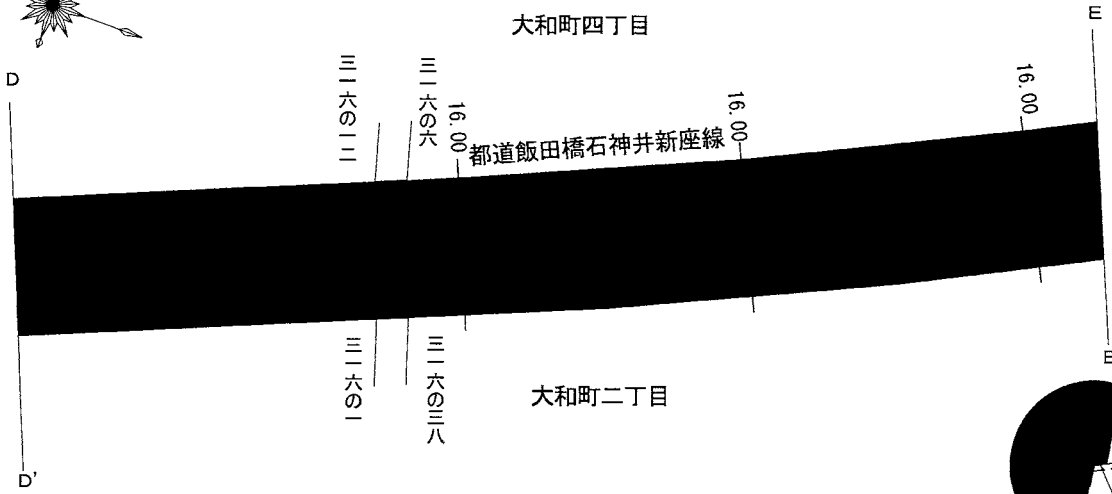
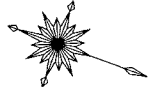
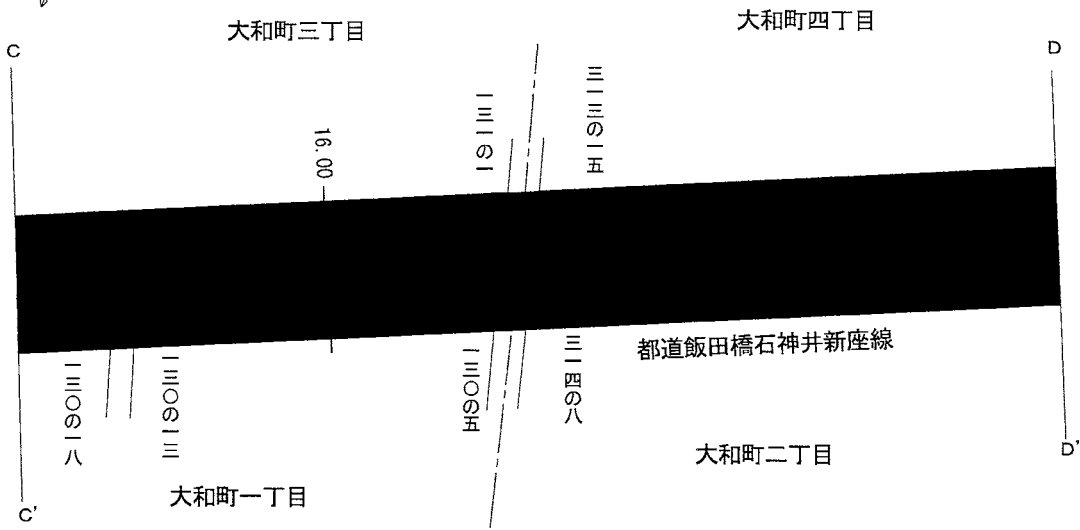
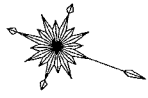
都道飯田橋石神井新座線

都道飯田橋石神井新座線

大和町一丁目







公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十二月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター  
代表者の氏名  
細川 弘明、大江 正章
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区神田淡路町一丁目七番地十一 東洋ビル三階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国際的な経済社会問題および人びとの生活についての調査・研究を通じて、北の先進工業国と南の発展途上国の経済格差や途上国の貧困問題、国際紛争や地球環境問題の原因やそれを生み出す構造を解明する。その成果を日本の市民の間に広く伝えると同時に、世界

各国の市民との交流や協力を行なうことでも問題を解決し、平和で平等な社会の構築をめざす。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十二月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人終活サポートセンター
- 三 代表者の氏名  
加藤 弘
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都豊島区巢鴨四丁目二十一番九号 下野第五ビル
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者社会に鑑み、広く一般市民を対象として、相続手続・遺言・仏事等に関する相談、セミナー、教育及び啓発事業などを行い、人生の終期における問題点を事前に知ることでトラブルを予防し又は解決することのできる知識を広く普及させることで、安心で明るい社会の実現に寄与すること、並びに、急なご親族の逝去等の時間的事情や経済的事情で墓地埋葬が困難な方の為に、安心してご遺骨の一時預りを行える場所の提供と納骨埋葬までの助言や援助を行うことで、そのご遺族や地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称  
特定非営利活動法人ACE
- 二 代表者の氏名  
尾上 由香
- 三 主たる事務所の所在地  
東京都台東区東上野一丁目六番四号 あつきビル三階
- 四 認定の有効期間  
平成二十七年一月十九日から平成三十二年一月十八日まで
- 一 名称  
特定非営利活動法人HANDS
- 二 代表者の氏名  
中村 安秀
- 三 主たる事務所の所在地  
東京都文京区本郷三丁目二十番七号 山の手ビル二階
- 四 認定の有効期間  
平成二十七年一月十九日から平成三十二年一月十八日まで

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。) 附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年一月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 江川ビル
- 二 店舗所在地 足立区舎人六丁目一番六号
- 三 設置者名 江川善弘
- 四 設置者住所 足立区梅田四丁目十一番九号
- 五 変更前の閉店時刻 午後九時
- 六 変更後の閉店時刻 午後十時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 八 変更後の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- 九 変更日 平成二十七年一月三十一日
- 十 届出日 平成二十七年一月十五日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

十二 縦覧期間

振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  
平成二十七年一月二十七日から同年五月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月

三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002